

最低賃金 1,000 円以上 全国一律制度を目指して



2014.7.7 発行

東京都文京区湯島 2-4-4
全労連TEL 03-5842-5611

地方最賃審議会の公開を求める意見書の取組みを

第 41 回中央最低賃金審議会が 7 月 1 日開催されました。昨年と異なり、諮問日にも関わらず、田村厚生労働大臣は姿を表わしませんでした。

その後、「今後の進め方」が検討され、中央最低賃金審議会運営規程第 3 条の「小委員会（目安小委員会）」を設けることとされました。メンバーは、公労使各 4 人計 12 人です。目安小委員会の委員長は、仁田会長が兼務することが合意されました。続いて目安小委員会が開催され、今回は傍聴者に対する事務局からの追い出しはなされず、若干の時間をおいて、第 1 回目安小委員会が開催されました。そして、目安小委員会の冒頭、審議を公開で行うか、非公開で行うかをはかる場面までが、初めて公開されました。この点は、6 月 18 日の第 40 回中央最低賃金審議会と目安全員協議会の取り扱いで、苦情を言いたてた結果、改善された模様です。

しかし、仁田会長は、従前どおりの非公開を提案しました。会長は、小委員会が準ずるとされる「中央最低賃金審議会運営規定」の第 6 条を引用し、『会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる』とされている。従前の扱いどおり、非公開としたいがどうか」と提案。これに対し、使用者側は一様に静かにうなずき、労働側は、田村、富田、萩原の各委員がなんと「よし」「異議なし」などと、声をあげて大きくなりました。労働者委員の中で、ひとり須田委員だけは、動かず、じっと下を向いたままでした。



事前に行ってきた会長への懇談や、労働者委員のまとめ役との懇談で、全労連は、目安小委員会を公開してほしいと要請していました。また、労働者委員のまとめ役には、もし、非公開との提案があった場合は、「労働者側は公開すべきと考える」と発言していただくよう、具体的に要請していました。残念ながら、今年も全ての労働者の賃金に影響する最低賃金の改定審議が、密室で、コソコソと議論されるという非民主的な事態

が公労使三者で確認され、行われることになってしまいました。私たちは、密室での審議運営に対して、強く抗議しつつ、最後まであきらまずに小委員会包囲行動や、意見書・署名の提出に粘り強く取り組み、私たちの要求を審議結果に反映させる努力を続けましょう。

静岡 意見書採択と最賃デー行動

自治体議会の最賃議案書採択が、2月議会の富士市・焼津市に引き続き、6月議会において伊東市・沼津市・伊豆市・富士宮市が採択されました。伊東市議会は、「できるだけ早期に1000円に」という踏み込んだ内容で、全会一致で最賃引き上げの意見書の採択です。

静岡県評パート臨時労組連絡会では、6月27日（金）を「最賃デー」と位置付け、終日行動しました。午前中は、労働局に「最低賃金1000円以上の実現と全国一律最賃制を求める要請書」、「静岡地方最低賃金審議会の運営のあり方に関する要請」の2つの要請文と最賃署名4190筆を提出し、賃金室長と懇談。

地域間格差をなくすことも地方から大都市への人口流出をくい止める要因ともなり、全国一律最賃制の必要性を訴えましたが、審議会へは伝えるものの、現行法を変えない限りは無理であると。また、中小企業支援の必要性は認識しているが、政府全体の施策することが必要であり、労働局単独では、相談窓口や助成金制度程度になってしまうとのことでした。「審議会の運営のあり方」については、審議会の公開は2回のみ。意見陳述も許可されません。全労連で調査した各都道府県での実態を示し、審議会の公開を求めましたが資料提示したものの過半数の県が実施しているわけではないとの見解。できる限りのことは実施しているし、審議会が決定することなので、という回答でした。

午後は、県政記者クラブで、労働局への要請、シール投票の結果、県内時給マップの報告をしました。記者からは、静岡県の最低賃金が全国9位とはいえ、2009年から全国平均を下回っていることや、静岡県の人口流出について質問が出ました。また、審議会がほぼ非公開であることや意見陳述ができないことにも関心を持っているようでした。

また、賃金マップは求人情報誌のデータを基に初めて作成したのですが、採用時給は800円台が多く、シール投票と同じ結果となっています。



兵庫 労働局要請と民商に署名のお願い

17日、兵庫労働局に全国一律千円以上の最賃実現を求める要請書と最賃署名個人1544筆・団体150筆を提出しました。兵庫労連の推薦者が任命されない問題について、昨年不服審査請求をし、まだ結論が出ていない状況なのに、今年の補充の任命も排除され、しかも従来通り何の説明もなかった事に対して、局側は「任命は総合的判断だ」とこれまでの主張を繰り返すばかり。最賃額の決定プロセスについては、「局として兵庫の生計費を調べろ」「2020年までに千円にすることを決めた雇用戦略対話を局として推進すべき」など参加者の思いを伝えた懇談となりました。

神戸市内の民商の事務所を回って最賃署名（団体・個人）と中小企業支援と最賃改善団体署名のお願いをしてきました。最賃の意義（労働者の生活安定や地域経済の活性化など）を話ながら懇談。最



賃引上げにどの民商さんも理解・賛同をいただきました。

現在の中小企業支援の助成金について、手続きが複雑である等で、あまり利用されておらず、制度も浸透していない様子でした。

兵庫労連は毎年、最賃闘争を盛り上げる一環としてボウリング大会を開催しています。最賃とボウリングは直接には関係ありませんが、最賃体験者はハンデがもらえるなど最賃のり組みもしてもらえるよう工夫しています。実際、当日には最賃体験したという人が数名現れました。運動は楽

しみながらするのが一番です。兵庫からも最賃1000円以上を目指して奮闘しています。

大阪 最賃の大幅引き上げ求めて労働局交渉実施

6月17日、労働局交渉を行い24名が参加し

ました。交渉では、主に大阪府最低賃金の大幅引き上げと大阪地方最低賃金審議会の公開性を求めました。労働局は、「雇用戦略（新成長戦略）のなかにも最賃引き上げは入っている。去年は19円という大幅な引き上げになった。切実な要求が労働組合から出ていることを審議会にも伝えていきたい。」と回答しました。

参加者から「実際最低賃金に近い生活をしている人の生活記録を見せてもらった。マイナスになり貯金を食いつぶして生活している。自分でも『生活できない低い賃金だと思う』と言っていた。」「昨年、長時間労働のため過労死した組合員が2名もいた。生きていくための労働が、過労死につながっている。今の最低賃金の金額は、8時間働いてやっていける金額ではない。」と職場の実態が報告されましたが、労働局の回答は、「労働者の4割が非正規になっている。世帯主が非正規で働いている事例も、昔から比べるとだいぶ様相が変わってきている。」に留まりました。「世帯主が非正規になっている状況なら、最低賃金の役割は非常に重要になっている。」と非正規労働者の実態を深くとらえるよう強く求めました。



また、審議会の公開性と労働者委員任命の問題では、「現在、傍聴を認めているのは総会のみ。そのほかに関しては、委員からの要望のため認めていない。要望があったことを事務局として審議会会長に伝えていく。」「委員任命は、連合系の方々が中心になっているが、法令や規定規約など根拠はない。来年度以降、大阪労連から推薦があれば精査してやっていきたい。」と回答しました。

また、審議会の公開性と労働者委員任命の問題では、「現在、傍聴を認めているのは総会のみ。そのほかに関しては、委員からの要望のため認めていない。要望があったことを事務局として審議会会長に伝えていく。」「委員任命は、連合系の方々が中心になっているが、法令や規定規約など根拠はない。来年度以降、大阪労連から推薦があれば精査してやっていきたい。」と回答しました。

—□■ お知らせとお願い

☆最低賃金 1000 円実現求める個人要請署名と団体要請署名の推進を！

◆各地の取り組みについて、全労連まで、お知らせください。

担当：伊藤、阿部、溝口、平川



最低賃金 1000 円以上！全国一律最低賃金の実現を！